医療施設物価高騰対策支援金支給要綱

（通則）

第１条　医療施設物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、予算の範囲内において支給するものとし、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県財務規則第４号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　公定価格により運営されており、中東情勢による医療材料費と光熱費の高騰の影響を価格転嫁できないこと等により厳しい運営環境にある医療施設を支援することで、地域の安定した医療提供体制を維持することを目的とする。

（支給対象施設）

第３条　支援金の支給対象施設は、所在地が秋田県内である別表に掲げる施設とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は、支給の対象外とする。

（１）市町村又は一部事務組合が開設、運営又は出資する施設

（２）秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設

（３）上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた施設

（支給額等）

第４条　支援金の支給額は、別表により算出するものとする。

２　支援金の支給は、１施設につき１回限りとする。

（支給対象期間）

第５条　支援金の支給対象期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（申請方法）

第６条　支援金の支給を受けようとする者は、医療施設物価高騰対策支援金支給申請書（様式第１号）に別に定める関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（不支給決定通知）

第７条　知事は、前条の申請を審査し、支援金を支給することが不適当と認めるときは、支援金の不支給を決定し、医療施設物価高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（不当利益の返還）

第８条　知事は、支援金の支給を受けた後に申請に係る対象施設が支給対象の要件に該当しないことが明らかとなった者又は申請内容を偽りその他不正の手段により支援金の支

給を受けた者に対して、すでに支給した支援金の返還を求めるものとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月７日から施行する。

別表（第３条及び第４条関係）

１．支援対象施設		２．支援単価
医科	病院・有床診療所（５床以上） □保険医療機関に限る □算定に用いる病床数は許可病床数（休止病床を除く）	33,000 円×許可病床数（休止病床を除く）
	有床診療所（１～４床） 無床診療所 □保険医療機関に限る □社会福祉施設の医療室を除く	１施設あたり 134,000 円
歯科	歯科診療所 □保険医療機関に限る □社会福祉施設の医療室を除く	１施設あたり 90,000 円